

**令和 7 年度 交流型環境学習事業「京都府自然体験教室」
宿泊施設利用助成実施要領**

1 目的

交流型環境学習事業「京都府自然体験教室」（以下、「本事業」という。）に参加しようとする者が、事業実施前日に集合場所近隣での宿泊が必要な場合、その費用の一部を助成することで本事業への参加を促進する。

2 助成対象者

- （１）令和 7 年度に実施する本事業の参加者のうち、遠方に居住しているなどの理由により、参加に当たり前日の宿泊が必要となる者とする。ただし、申込の際にこの助成を希望した者に限る。

助成対象例：始発の電車を利用して集合時間に間に合わない、自宅の出発が著しく早い時間になる等

- （２）助成を申請できるのは 1 グループにつき最大 3 人分までとし、事業実施前日に宿泊をした参加者に限る。

- （３）次に掲げる者は、助成の対象外とする

- ①参加申込の際に、この助成を希望していない者
- ②一般道路や特急料金・急行料金が不要な鉄道等を利用して、自宅から JR 長岡京駅（集合場所）まで片道 2 時間未満で移動できる者

3 助成する金額

助成対象者 1 人につき 2,000 円とする。ただし、当該宿泊に要した実費（マイル、ポイント、商品券、サービス券その他のこれらに類するものより負担し、もしくは割引を受けた金額を除く。）が 2,000 円に満たなかった場合は、当該実費の金額とする。

4 提出資料

- （１）宿泊施設利用助成申請書

※次のいずれかに該当する場合は申請書下部の「施設証明欄」に宿泊施設の証明を受けること。

- ・領収書のあて名が参加者（参加グループの代表者）の氏名と異なる場合。
- ・領収書に〔あて名、領収金額、利用施設名、利用年月日、利用人数〕のいずれかが記載されていない場合。
- ・クレジットカード決済等により料金支払者が参加者と異なる場合。

- （２）宿泊施設の領収書（原本）

※次の場合は、領収書の写しの提出でも可とする。

- ・領収書のあて名が参加者の氏名と異なる場合。
- ・デジタルデータのみでしか領収書の発行を受けられない場合。

5 申請書の提出期限

- （１）10 月 12 日（日）実施分：11 月 12 日（水）まで（当日消印有効）。
- （２）11 月 22 日（土）実施分：12 月 22 日（月）まで（当日消印有効）。

6 申請書の提出（お問合せ）先

関西広域連合広域環境保全局環境政策課（滋賀県琵琶湖環境部環境政策課内）

住 所：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1

電 話：077-522-5664

メール：de00kouiki@pref.shiga.lg.jp